

平成30年9月25日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会  
委員長 高原 伸二

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

### 第72号議案 古賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、水道料金体系の改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 基本料金の考え方は、固定費と呼ばれる施設の維持管理費、減価償却費、支払利息と需用費と呼ばれる量水器、検針の徴収業務委託費及び職員人件費等を基本料金で賄うことと国の指針にある。これを古賀市に当てはめると、本来の基本料金は、5,000円となる。
2. 現在の基本料金は、1 $\text{m}^3$ から16 $\text{m}^3$ の基本水量を含んだ1ヶ月の基本料金1,200円に、メーター使用料100円を加え、掛ける2ヶ月分で2,600円となっている。改定後は、1ヶ月の基本料金を900円とし、メーター使用料100円を加え、掛ける2ヶ月分で2,000円となる。また、1 $\text{m}^3$ から16 $\text{m}^3$ の基本水量を撤廃し、新たに従量料金として1 $\text{m}^3$ 当たり35円を設ける。
3. 基本水量とは、昭和40年代の水道普及に伴い、水の使用を促進するために全国的に導入され、経営の安定に寄与したものである。しかし、現在水道整備がほぼ完了し、その役割を終えるとともに、1 $\text{m}^3$ から16 $\text{m}^3$ の基本料金が同じという小口利用者の不公平感を解消することが望ましいと考え、今回の改定に至った。
4. 収入見込み減額は1年間で1,400万円を見込んでおり、16 $\text{m}^3$ 以下に属する料金は、1,070万円になる。平成30年度については12月からの料金4ヶ月分として、補正額約450万円の減収を見込んでいる。改定率は料金の総額に対し、マイナス1.4%となっている。年間1,400万円の減収にはなるが、

過去 3 年の決算の状況は平均 1.3 億円の黒字となっている。こういった状況から、安定した水道事業経営は、可能と判断し今回の提案に至った。

5. 行政としての公平性、不公平感の解消に加え、企業会計としてのスピード感を持って取り組んだ結果、10 月 1 日を料金改定の施行日とした。市民周知は、市のホームページや広報を使って知らせたい。また、新たに審議会への諮問は行ってはいないが、今回の審議の結果を審議会の会長に報告したいと考えている。
6. 企業と一般の使用水量は、企業 25 対一般 75 の割合で、全体の使用料金の割合は、企業 35 対一般 65 となっていて、大口利用者が一般を補助している構図になっている。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・ 今回の条例改正により特に恩恵を受ける 16 m<sup>3</sup>以下の世帯数は 5,100 世帯、給水戸数全体の 29%ということなので、少量水道利用者にとって恩恵があると思ひ賛成。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。